

日本政策金融公庫の低利融資のご案内

◆地域活性化・雇用促進資金（企業立地促進関連）

ご利用 いただける方	1 企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」または「事業高度化計画」に従って企業立地または事業高度化への取組を行う方 2 企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、同基本計画で定める指定集積業種に属する事業を行う方	
資金のお使いみち	1 「ご利用いただける方」の1に該当する方が、承認企業立地計画などに従って事業を行うために必要な設備資金および運転資金 2 「ご利用いただける方」の2に該当する方が、生産、経営基盤の強化のための設備投資などを行うために必要な設備資金および運転資金	
ご融資額	国民生活事業	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)
	中小企業事業	7億2,000万円以内 (うち運転資金2億5,000万円以内)
ご返済期間	設備資金	15年以内（特に必要な場合20年以内） ＜据置期間2年以内＞
	運転資金	5年以内（特に必要な場合7年以内） ＜据置期間1年以内＞
利 率	国民生活事業	1 「ご利用いただける方」の1の設備資金 特別利率〇（※） 2 前1以外の資金 基準利率
	中小企業事業	1 「ご利用いただける方」の1の設備資金 基準利率。ただし、2億7,000万円を限度として「特別利率③－0.4%」（※） 2 前1以外の資金 基準利率

（※）「特別利率〇」と「特別利率③－0.4%」の基本的な水準は、「**基準利率－1.3%**」となります。

＜お問い合わせ先＞

■国民生活事業（ご融資額の平均は約700万円、主な制度の融資限度額は7,200万円）

事業資金相談専用ダイヤル：0570-054649（※ナビダイヤル）

※ナビダイヤルをご利用いただけない場合は、

[こくきんビジネスサポートプラザ東京](#)：（03）3345-4649

[こくきんビジネスサポートプラザ名古屋](#)：（052）563-4649

[こくきんビジネスサポートプラザ大阪](#)：（06）6315-4649

におかけ直してください。

■中小企業事業（ご融資額の平均は約8,000万円、主な制度の融資限度額は7億2,000万円）

相談センター：0120-868121